

# 日本国内を旅行中の思わぬケガ、盗難、賠償責任などを総合的に補償します。(注)たとえば……

(注) 団体旅行の集合時から解散時までの間に発生した事故によるケガや損害が対象です。



① 交通事故により死亡したとき。



死亡・後遺障害保険金

② スキーで転んでアキレス腱を切断し、入院したとき。



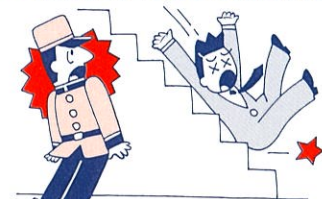
入院保険金

③ アキレス腱を切断し、入院して手術(観血手術)を受けたとき。



手術保険金

④ 宿泊先のホテル、旅館の階段から転落し、ケガをして通院したとき。



通院保険金

⑤ 土産物店の展示品を誤って壊したとき。



賠償責任(特約)

⑥ バッグやカメラなどが火災や盗難にあったとき。



携行品損害(特約)

⑦ 事故で死亡または14日以上入院したとき。



救援者費用(特約)

## ご契約タイプ一覧表

団体旅行(5名以上)

保険期間	2日間(1泊2日)まで		
タイプ	BP22	BP23	BP24
保険料	300円	500円	1,000円
死亡・後遺障害(万円)	537	1,388	3,345
入院保険金日額(円)	4,500	10,000	15,000
通院保険金日額(円)	3,000	6,000	10,000
賠償責任 <sup>(注1)</sup> (万円)	3,000	3,000	3,000
携行品損害 <sup>(注2)</sup> (万円)	5	5	20
救援者費用(万円)	50	50	100

保険期間	4日間(3泊4日)まで		
タイプ	BP42	BP43	BP44
保険料	300円	500円	1,000円
死亡・後遺障害(万円)	452	1,132	2,781
入院保険金日額(円)	4,000	10,000	15,000
通院保険金日額(円)	2,500	6,000	10,000
賠償責任 <sup>(注1)</sup> (万円)	3,000	3,000	3,000
携行品損害 <sup>(注2)</sup> (万円)	5	5	20
救援者費用(万円)	50	50	100

保険期間	7日間(6泊7日)まで		
タイプ	BP71	BP72	BP73
保険料	300円	500円	1,000円
死亡・後遺障害(万円)	409	781	2,132
入院保険金日額(円)	3,000	5,000	15,000
通院保険金日額(円)	2,000	3,000	10,000
賠償責任 <sup>(注1)</sup> (万円)	3,000	3,000	3,000
携行品損害 <sup>(注2)</sup> (万円)	5	10	20
救援者費用(万円)	50	50	100

保険期間	14日間(13泊14日)まで		
タイプ	BP81	BP82	BP83
保険料	500円	1,000円	1,500円
死亡・後遺障害(万円)	228	2,111	3,505
入院保険金日額(円)	3,000	10,000	15,000
通院保険金日額(円)	2,000	6,000	10,000
賠償責任 <sup>(注1)</sup> (万円)	3,000	3,000	3,000
携行品損害 <sup>(注2)</sup> (万円)	10	20	30
救援者費用(万円)	50	100	100



(注1) 賠償責任の免責金額(自己負担額): 0円  
 (注2) 携行品損害の免責金額(自己負担額): 3,000円

# 国内旅行傷害保険

楽しい旅の愛言葉

(5名以上の団体旅行用)

補償条項	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(基本契約)	死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のないときは被保険者の法定相続人)にお支払いします。ただし、同一保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。
	後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。
	手術保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限りです。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5
	通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院(病院または診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。)された場合	事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
特約	賠償責任	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	・保険契約者または被保険者(補償の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(注) ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・同居の親族に対する損害賠償責任 ・受託品に関する損害賠償責任 など
	携行品損害	国内旅行行程中の偶然な事故により、携行品に損害が生じた場合 ※携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラなどの被保険者所有の身の回り品をいいます。 ※クレジットカード、登山用具、コンタクトレンズ、義歯、各種書類、レンタル用品などは携行品に含まれません。	・保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)の故意または重大な過失による損害 ・自然の消耗、性質によるさび・変質・変色等 ・単なる外観の損傷 ・置き忘れ、紛失 ・穴陥、ねずみ食い、虫食い など
	救護者費用	国内旅行行程中に ①被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故によって緊急な捜索・救助活動が必要となることが警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合	救護者費用等保険金額を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用(ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。) ②現地への交通費(救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名分までかつ1名につき14日分限度) ④現地からの移送費 ⑤諸雑費(3万円まで)

(注)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任は除きます。  
 ※「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。  
 ※特約は基本契約にセットしてお引き受けします。特約のみの単独のお引き受けはできません。  
 ※ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなどの危険な運動を行う場合には割増保険料が必要となります。  
 ※国内旅行傷害保険の基本契約の保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金の受領などとは関係なくお支払いします。

ご契約の際のご注意	万一事故がおこったときは
<p>1.この保険で対象となるケガ</p> <p>日本国内で次のようなケガが対象となり、病氣は保険金支払いの対象とはなりません。  <b>このパンフレット記載の保険料タイプをご加入いただく場合は、団体旅行の集合時から解散時までの間に発生した事故によるケガや損害が対象です。</b></p> <p>2.保険期間(保険のご契約期間)の設定について</p> <p>保険期間は旅行の期間にあわせて設定してください。</p> <p>3.共同保険について</p> <p>複数の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約の場合には、引受保険会社が連帯せずに独立して保険責任を負担し、幹事保険会社はその他の保険会社を代理・代行して保険料の領収や保険金の支払等を行います。</p>	<p>1.事故の通知</p> <p>この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに名鉄観光サービス(株)または楽天損保に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。</p> <p>2.楽天損保にご相談いただきたいこと</p> <p>賠償責任危険補償特約の賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず楽天損保に連絡し承認を得てください。楽天損保の承認がないまま被害者に対して損害賠償額を承認された場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。なお、賠償事故については「示談交渉サービス」をご利用いただけます。詳細につきましては、名鉄観光サービス(株)または楽天損保までお問い合わせください。                  ※「示談交渉サービス」は賠償責任危険補償特約セットの国内旅行傷害保険のみご利用いただけます。</p> <p>3.代理請求人制度</p> <p>この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を楽天損保に申し出て、楽天損保の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。</p>
<p>○この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき保険金、解約返戻金等のお支払いは一部削減される場合があります。詳細につきましては、下記記載の楽天損保ホームページをご覧ください。名鉄観光サービス(株)または楽天損保までお問い合わせください。</p> <p>○楽天損保は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および楽天損保の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の楽天損保ホームページをご覧ください。</p>	
<p>●このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がございましたら名鉄観光サービス(株)または楽天損保にお問い合わせください。なお、詳しくは「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。</p>	
<p>名鉄観光サービス(株)は、楽天損保との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付および契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、名鉄観光サービス(株)との間で有効に成立したご契約は、楽天損保と直接ご契約されたものとなります。</p>	



このパンフレットは、2018年4月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

**取扱代理店**

**名鉄観光サービス株式会社**  
 観光庁長官登録旅行業第55号  
 本社 〒450-8577 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 TEL 052-582-2108  
 ホームページアドレス <http://www.mwt.co.jp/index.shtml>  
 幹事会社

**引受保険会社**

**Rakuten 楽天損害保険株式会社**  
 名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 TEL 052-231-4461(代)  
 ホームページアドレス <https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>  
 損保ジャパン日本興亜・東京海上日動・三井住友海上・AIG

●取扱店

